

- 本年5月22日、電気通信役務の提供に関する契約に係る初期契約解除制度等を導入する「電気通信事業法等の一部を改正する法律」が公布。
- この法律の施行日は、公布の日から1年以内(施行日は、今後政令で規定)とされており、今後、施行までに、法律の委任に基づく省令・告示等を定める予定。

## 利用者保護ルールに関する省令・告示への委任事項

法律事項	省令・告示への委任事項
書面の交付義務	書面記載事項・様式、適用除外となる場合、電子媒体の種類等
初期契約解除制度	対象役務の指定、適用除外となる場合、対価請求の範囲、不実告知時の再書面交付の記載事項等
勧誘継続行為の禁止	適用除外となる場合等
代理店に対する措置	代理店監督の内容等

## スケジュール

2015年		2016年	
8月～	秋頃～	年明け～	春頃
研究会WGにおける検討	情報通信行政・郵政行政審議会への諮問・答申	周知期間	施行